

# 芝浦工業大学校友会 前田芝浦会支部 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は芝浦工業大学校友会前田芝浦会支部と称する。

### 第2条（所在）

本会の事務局は、東京都千代田区の前田建設工業株式会社内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

本会は会員相互の交流・親睦を図ると共に、芝浦工業大学校友会の発展に寄与することを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は目的達成のために次の事業を行う。

1. 情報交換を兼ねた定期的な会合の開催
2. 会員相互の交流・親睦
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び会費

### 第5条（会員）

本会は正会員及び賛助会員で構成する。

### 第6条（会員資格）

1. 正会員とは、芝浦工業大学又は同大学院の卒業生で、前田建設工業株式会社又は同関連会社の役職員をいう。
2. 賛助会員とは、正会員の内で退職した者。かつ本会の趣旨に賛同する者で本会の承認を受けた者をいう。

### 第7条（会費）

会費は次の通りとする。

- ・定額会費の徴収は原則行わない。
- ・総会・会合等に必要な費用として、その開催の都度会費を徴収することができる。

## 第4章 役員等

### 第8条（役員構成）

本会には次の役員を置く。

- ・支部長 1名
- ・副支部長 1名
- ・事務局長 1名
- ・監査役 1名
- ・幹事 若干名

### 第9条（役員の任期）

役員の任期は原則二年とする。但し、再任は妨げない。

### 第10条（役員の任務）

1. 支部長は本会を代表して会務を統括する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は会長を補佐し、会長の命を受けて本会運営事業を処理する。
4. 監査役は会計事務その他会務の監査を行う。
5. 幹事は支部長の命により、本会の維持・継続のための会務に努める。

### 第11条（役員の選出）

1. 支部長及び副支部長は、本会総会又は役員会の互選で決定する。
2. 事務局長、監査役及び幹事は支部長が選任する。

### 第12条（顧問）

本会には顧問を置くことができる。顧問は本会のために功労のある者等から、支部長が役員会の議を経て委嘱する。

## 第5章 会議

### 第13条（総会・役員会）

1. 総会は支部長が招集し、原則毎年開催する。
2. 役員会は支部長が必要と認めた時に招集する。

### 第14条（議決事項）

1. 事業報告及び計画
2. 役員の選任
3. 会則の改正
4. 決算報告
5. その他総会に於いて審議することが相当と認められた事項

**第15条（議決方法）**

総会及び役員会の議事は出席会員の過半数で決定できるものとする。

**第16条（報告）**

毎年度の事業報告及び決算報告、役員の変更及び会則の改正については、総会の承認を得た後、遅滞なく校友会本部へ届け出ると共に、会員に公表する。

**第17条（事業年度）**

本支部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

**第18条（規約外事項の処理）**

本支部会則にない事項については、役員会が決定する。

平成30年（2018年）8月3日より制定

この会則の記載事項に誤りがないことを証明する。

平成30年 8月 3日 支部長 黒岩 貴志

